

地域密着型通所介護事業所の新規指定について

平成 28 年 4 月から、利用定員が 19 名未満の通所介護事業所は地域密着型サービスに位置付けられ、指定権者が東京都から事業所所在地の自治体：江戸川区に変更になりました。

新規指定を行う場合のスケジュールは以下のとおりです。

	項目	期日等	備考
1	事前相談	必ず、賃貸契約・改修工事等計画を進める前にご相談ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・要持参書類：事業所平面図、検査済証 ・事業計画について具体的な内容をお聞きし、問題がなければ新規指定申請書類をお渡しします。
2	指定申請書類の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の完成をもって申請受理となります。 ・指定は毎月 1 日付で行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規指定書類一式を提出してください。
3	指定申請の受理	<ul style="list-style-type: none"> ・指定予定月の 2 箇月前の 25 日までに申請が受理されていることが審査の条件となります。余裕を持って申請してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書類に不備がある場合は受理できません。
4	指定申請書類の審査		<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容が、人員、設備及び運営基準等を満たしているか審査を行います。
5	指定前現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・指定予定月の 2 箇月前の末日～前月上旬頃 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された申請書類の内容について現地調査を行います。
6	指定・公示	<ul style="list-style-type: none"> ・指定月の前月末日までに 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての指定要件を満たすと認められる場合に指定を行います。 ・指定通知書を事業者宛に郵送します。 ・事業所の指定について公示します。

【例】7 月 1 日付指定の場合

～4 月 (3 箇月前)	5 月 (2 箇月前)	6 月 (前月)	7 月
事前相談	申請書類提出	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通知書郵送 	指定 (7/1)
申請書類作成	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受理 (5/25ㄨ)※ ・審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・公示 ・現地調査 	事業所開設

※申請受理（申請書類の整備・完成後）が 2 箇月前の 25 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までに間に合わない場合は、自動的に翌月の指定（上表の場合、8/1 指定）に繰り延べとなります。

●事前相談と指定申請の窓口

江戸川区福祉部介護保険課指導係（江戸川区役所本庁舎 2 階 2 番窓口）

電話：03-5662-0892